○厚生労働省告示第二百六号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第八項の規定に基づき、薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表に次のように加える。

1187　歯科用空気駆動式ハンドピース

1188　振動式末梢（しょう）血管貫通用カテーテルシステム

○厚生労働省告示第二百七号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

別表百五十四の項基準の欄中「リーマー等に」を「リーマ等に回転、振動等の動作を」に改め、同表に次のように加える。

四百八十二	1　据置型診断用X線発生装置 2　移動型診断用X線発生装置 3　ポータブル診断用X線発生装置	Z四七五一―二―七	X線管装置に対してX線出力に必要な電気を供給し、かつ、それを制御すること（治療に使用することを除く。）。
四百八十三	1　電動式歯科用根管リーマ	T〇九九三―一	根管の拡大又は清掃のため、能動型機器に接続し、これを回転させることによる側面切削に用いること。
四百八十四	1　電動式歯科用ファイル	T〇九九三―一	根管の拡大又は根管壁を平滑にするため、能動型機器に接続し、これに上下方向の往復運動又は引上げ動作をさせることによる切削又は研磨に用いること。
四百八十五	1　歯科用電動式ハンドピース	T五九〇七 T五九〇九	電気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。
四百八十六	1　歯科用空気駆動式ハンドピース	T五九〇七 T五九〇八	空気駆動により、歯、義歯、人工歯冠等を切削又は研磨するために歯科用バー、リーマ等に回転、振動等の動作を伝達すること。

○厚生労働省告示第二百八号

医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令（平成十六年厚生労働省令第百六十九号）第四条第一項の規定に基づき、医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第八十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

本則に次のように加える。

782　振動式末梢（しょう）血管貫通用カテーテルシステム

○厚生労働省告示第二百九号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十条第二項第七号ハの規定に基づき、薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器（平成十六年厚生労働省告示第四百三十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

「及び1072」を「、1072及び1079」に改める。

○厚生労働省告示第二百十号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十二年五月一日から適用する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第三に次の二号を加える。

二十　パクリタキセル静脈内投与（一週間に一回投与するものに限る。）及びカルボプラチン腹腔（くう）内投与（三週間に一回投与するものに限る。）の併用療法　上皮性卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん

二十一　パクリタキセル静脈内投与、カルボプラチン静脈内投与及びベバシズマブ静脈内投与の併用療法（これらを三週間に一回投与するものに限る。）並びにベバシズマブ静脈内投与（三週間に一回投与するものに限る。）による維持療法　再発卵巣がん、卵管がん又は原発性腹膜がん

○厚生労働省告示第二百十一号

児童福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号）に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十年厚生労働省告示第二百十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年四月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第一号の表一級地の項中

「

千分の千九十五	千分の千百五	千分の千	千分の千百四	千分の千百五	千分の千九十四	千分の千百五	千分の千百二	千分の千百五	千分の千百十	千分の千百六	千分の千	千分の千百四

」

を

「

千分の千百	千分の千百十二	千分の千	千分の千百十	千分の千百十二	千分の千九十九	千分の千百十一	千分の千百八	千分の千百十一	千分の千百十六	千分の千百十二	千分の千	千分の千百十

」

に改め、同表二級